

青森県報

号外第七十九号

令和七年
九月二十九日
(月曜日)

目次

訓 令

○青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務文書課) ……一

訓

令

青森県訓令甲第二十三号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

六 文書管理システム 電子計算機(入出力装置を含む。)を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、移管、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システムをいう。

七 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第

二条第一項に規定する電子署名をいう。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(起案)

第二十八条の二 文書の起案は、文書管理システムを用いて、別に定める方法により行わなければならない。

第二十九条の見出しを「(文書管理システムによらない起案)」に改め、同条第一

項中「文書の起案」を「前条の規定にかかわらず、文書管理システムを用いて文書の起案を行うことが適当でない場合における文書の起案」に改める。

第三十四条第一項中「起案文書」の下に「(第二十八条の二の規定により起案した文書を含む。次項、第三項、次条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において同

じ。)」を加え、同条第二項中「文書」を「起案文書」に、「知事公室を、部長に係るものは連絡課」を「知事公室」に改める。

第四十三条中「施行」を「法令等の規定により電子署名を行うものを除くほか、施行」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 文書管理システムから出力した文書

第五十七条中「第二十九条及び第三十条」を「第二十八条の二から第三十条まで」に改める。

第六十条第一項中「起案文書」の下に「(第五十七条において準用する第二十八条の二の規定により起案した文書を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭